

## 随意契約理由書

件名	東クリーンセンター真空ポンプ点検整備	
契約の相手方	新日造エンジ株式会社 関西営業所	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>ごみ焼却プラントは年末年始を除いて、24時間稼働を行い、ごみ焼却を安定的にかつ適正に行っている。</p> <p>本設備は蒸気タービンやプラント共通設備である復水器の制御に深く密接しており、ごみ焼却プラントにおける発電機の運転に不可欠で重要な機器である。本設備の点検整備を実施することで、プラントを安定的に運転していくうえで必要な性能の維持に努める。</p> <p>また当該機器は製造業者である新日本造機株式会社の独自の技術により製作された機器である。点検整備・部品調達・試運転調整については、製造業者でしか製作できない部品が必要であること、構造の詳細は製造業者でしか知り得ず、その為、総合的な調整や整備を実施する技術は製造業者でなければ持ち得ない事から、製造業者である新日本造機株式会社しか履行することができない。</p> <p>なお、上記業者は製作メーカーである新日本造機株式会社の100%子会社であり、点検整備などに関する業務を全て委託されている。従って上記業者以外に点検整備を行える業者はいない。</p> <p>よって、上記業者を契約の相手方として随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター	(電話番号 452-4100 )